

第6回徳島市文化財保存活用地域計画策定委員会 議事録

開催日時 令和3年3月31日（水）午後1時～
場 所 徳島市役所7階 701会議室
出席委員 高橋啓委員長、須藤茂樹副委員長、菅原康夫委員、市村治委員、藤本宗子委員、
坂口敏司委員、有内則子委員、茨木靖委員、黒田忠良委員、長谷川晋理委員、
宮本和幸委員（市文化振興課）
指 導 林賢彦（県文化資源活用課）
事務局 吉成敏史、山川佳宏、三宅良明、宮城一木、西本沙織（市教委社会教育課）

・議事録の確認

異議なし

・文化庁からの指摘事項について

委員 今回は保存活用区域を設定しないということだが、本文を読むと眉山北麓の社寺群など、地域が設定できそうなところが何か所か見え、文化的景観としての保護も考えられる。課題としては文化財の保存ができていないことで、面的な保護措置をとる方針などが考えられるが、現在計画のなかには出てこないで盛り込むべきではないか。

・徳島市の歴史文化の特徴について（第4章）

異議なし

・保存・活用の課題と基本方針について（第5章）

委員 最初に従来の取り組みについて書いているが、これは地域計画なので、総体としての保存活用の意義をしっかりとここで書くべき。従来までの保護措置とどう違うのかということ。文化庁の指摘では、区域設定せずに案として持っておくので良いということ。今回は具体的な区域設定をしていないが、寺町や徳島城周辺、新町川周辺の近代化遺産など、個別文化財の保存とともに、面としての保護措置は必要なこと。これは、「1-1 継続的な調査と研究」の「新たな保護措置の検討」の項目や「1-2 文化遺産の総合的把握」とも連動してくると思う。5章の「2-1 社会情勢の変化」の1段目あたりに、従来の個別文化財の保存に加えて、面としての保護措置をはかる必要があるということを書きこむ必要がある。徳島市の文化財保護の理念をしっかりと書いておかないといけない。

県 2月に無形文化財の登録制度を盛り込むことと、地方登録制度の新設が文化財保護法の改正案として提出された。国の方針とも歩調を合わせるということで、条例改正も含めた新たな保護制度を地域計画に盛り込んでいく良いタイミングであると思う

委員 文章表現があいまいで、わかりにくいところがあるように思ったので後日個別に指摘したい。
できるだけわかりやすい文章を心がけてほしい。

・課題と方針の追加について（第6章）

異議なし

・ストーリーと関連文化財群について（第6章）

【(1)青石と吉野川のある風景】

委員 青石の石切り場（採石場）などの特定はできていないのか。古墳時代や古代のものは難しいと思うが、中近世はわからないのだろうか。本当はそこが見られたら一番良いのだが、わからないのであれば今後の調査研究や史跡指定の候補となりうる。

【(2)阿波藍が魅せる風土と文化】

委員 ストーリーの内容に事実誤認がある。「藩は藍葉とすくもの他国売りを禁じ、藍玉だけを出荷するなど藍を独占的に管理し」とあるが、論拠は何なのか。すくもはすくもとしてどんどん他国売りされていたと思う。この時期に寺島に藍場役所を設置した一番大きい理由は、年1回の藍の大市で、他国の商人たちを呼んで品評会をして優劣を決めて、新藍の売り価格の決定を行っていたということ。これまで阿波藍の価格決定権は大坂商人に牛耳られていたのを、徳島藩が藍の流通権握ろうとしたということが事実だろうと思うので、訂正する必要があるだろう。藍玉だけを出荷するというのも専門家から見たらどうだろうと思う。

事務局 事実確認のうえ、訂正したい。

委員 課題と方針のところで「「藍と関連した」近隣市町村と連携した活動の促進」、というのがわかりにくい。このようなあいまいな表現をわかりやすく改めてほしい。「阿波藍に関する近隣市町村との連携活動を促進」という意味で良いのか。

委員 「吉田家住宅」というと美馬市にあるものと混同するので、「吉田藍商店」と表現を変えるべき。また、構成要素に筒描きの古庄輝巨さんが抜けている。

委員 藍関連で指定文化財候補はないのか。文化財的に少し要素が弱い気もする。

委員 三木文庫なども使えるのではないか。

【(4)カミとホトケの信仰と遍路文化】

委員 札所寺院の指定ジャンルは遍路道に入るので、構成要素に「遍路道標」とあるが「遍路道・道標」にすべき。道の保全が大事。

【(5)城下町徳島が生んだ大徳島時代】

委員 「吉野川橋」の写真は北岸から眉山を入れて撮ったほうが良い。

【(6)眉山と城山の自然の水上の道が調和するまち】

委員 「湧水鬱蒼（ゆうすいうっそう）」など、難しいふりがなが必要。

委員 個人的にこのストーリーは「眉山北麓の社寺群」という風に認識しているのだが、エリアを強調するために、文章中段の「大滝山」、「滝のやきもち」、後段の「眉山の湧水群」などはひとまとめにしたほうが良い。また、延生軒や養老軒などは今現在見ることができないので、園瀬川のストーリーのなかに入れても良いのではないか。

委員 眉山山頂に最近整備された広場や、桜やモラエス銅像の要素も雰囲気が良いので入れて宣伝したらどうか。

委員 自然景観を視野に入れて書きぶりを検討していただけたら。

【(7)豊かな自然と多彩な風土が育てた阿波の食文化】

委員 前回の委員会では食文化が文化財になるのかと批判したが、最近文化庁が食文化の文化財指定が可能かどうかの議論を本格的に始めている。食文化と生活様式の関係で捉えて、ジャンルとしては有形・無形民俗、保持団体、登録有形あたりに該当する。最近では阿波番茶が無形文化財に指定されたが、今後御膳味噌の用具や製造技術なども指定候補になるのではないか。関連文化財の中にも、今後保護できそうな項目を盛り込んでおくべき。また、縄文時代の三谷遺跡から出土した貝類や動物などは徳島ならではと云えないので、もっと短くしても良いのではないか。また、観音寺木簡に記載された品々は、都に送るものであって徳島で食されたものではない。個人的には魚も瀬戸内と徳島では文化がまったく違うので、このような特徴にも注目してほしい。

委員 国の食文化のモデル事業に徳島市は応募しないのか。

事務局 このモデル事業は、市より県レベルで考えた方が良く考えている。

県 現在、県の方で準備しているところだ。

委員 吉野川のスジアオノリの日本一の生産地であることを書けないのか。吉野川河口のスジアオノリの養殖の景観も残していきたいと思う。

事務局 今は吉野川の景観の中に入っている。地場産業の1つなので、食の方にも入れられないかどうか検討してみたい。

委員 阿波十郎兵衛屋敷が最近スジアオノリの研究、PRに力を入れているので、聞いてみてはどうか。

【(8)二つの水系が織りなす歴史文化のネットワーク】

委員 遺跡中心すぎるストーリーなので、水系としての歴史文化がもう少し何かないのかと思う。課題としては、鮎喰川流域の遺跡の保護がまったくできていない。また、川西遺跡などは国史跡の有力候補の1つであるが県の調査以降進んでいない。以前文化庁からは、あとは範囲確認調査さえすれば国史跡になると言われていた。文中に、文化遺産の保存というところをしっかりと書き込んでいってほしい。これによって川西遺跡をはじめとした園瀬川流域の川湊や近くの寺山遺跡

など中世にいたるまでの歴史が生きてくる。

事務局 今後の措置内容の部分に川西遺跡および関連遺跡の保護の項目を加えることを検討したい。

・保存・活用に関する措置について（第7章）

【3 方針に基づく事業一覧】

委員 小学校にも1人1台パソコンが導入されると聞いている。with コロナの時代、リモートで教えられる体制・教材づくりやノウハウも必要ではないか

委員 市の教育研究所が3・4年生対象で副読本を作っている。それを見てみると、この計画に関連するものが載っている。研究所の職員も数年で異動してしまいますので、この資料を提供するなど連携をとってもらえたら。

委員 副読本はカリキュラムの中に組み込まれているのか。

委員 副読本なので、担任の裁量によるというのが現状。

委員 災害・防災対策では、建造物の耐震診断、耐震補強などを明確にする必要があるのでは。重要文化財の予備診断はできていると思うが。

県 耐震の予備診断で不備があったものについては、対処方針を所有者と市町村が連携して検討し、文化庁に情報を共有するという事になっている。

委員 県・市指定や登録文化財についても入れておくべきだと思う。

委員 市では重要伝統的建造物群保存地区や文化的景観を目指していくということは今のところ考えていないのか。

事務局 将来的に何かしらの網をかけることは必要だと思う。まずはその価値を伝えていくのが効果的だと考えている。

委員 八万町の夷山地区などは車が通れないと壊してしまおうかという話になりかねない。文化遺産としての価値づけが必要。

事務局 まちなみ調査も含めて、今後の保護施策に反映させていけるようにしたい。

委員 現行の保勝会以外での人づくりの必要性を感じる。新しいシステムの人材育成、研修制度のシステムが必要。それをやらずに放り投げておいては何もできないと思う。

委員 シルバー大学で学ばれた方と連携したガイド育成なども検討してはどうか。

委員 具体的には県がやっていた文化財マイスターのようなシステムが必要。マイスターの場合はマイスター側にもメリットがあったと思う。

委員 和歌山の湯浅町は建築士会を保存活用計画のなかの支援団体として認定したと聞いている。

委員 コーディネートするような体制が今の市にないのが課題。個別の担当者が動くのではなく、組織の課題と言える。

委員 文化遺産の見回りについてはどのような団体を想定しているのか。

事務局 今のところ地区保勝会を想定している。

委員 改正文化財保護法では市町村に文化財指導員（いわゆる文化財パトロール）を置くことになったため、市でも検討してはどうか。国庫補助もつくだろうし、まだやっているところは少ないと思うので、もしできたら注目されると思う。

事務局 補足だが、文化庁から、市町村が地域計画を作成する際に文化財巡視員（指導員）と支援団体をセットで盛り込めるよう助言や情報提供を行うよう指導されたので、大綱に明記している。巡視員については、国庫補助の対象になる。現行の県の文化財パトロールとのすみわけを考えていけないといけませんが、実現すればよりいっそう重層的な巡視ができるはず。

事務局 大学の教員養成のなかで、この計画を取り上げてもらうことはできないか。

委員 鳴門教育大学に相談してみてもいい。

・防災・防犯対策について（第8章3）

県 奈良文化財研究所内にできた防災センターとの連携について、国から大綱に入れるように指導があったので地域計画にも入れた方がよい。事前防災の観点からも、有形文化財の仮置き場（津波の際はここに置くなど）などの検討が必要。

委員 連携が必要な国・県の関係機関はもっとあるのでは。吉野川や鉄橋などについては国交省河川事務所やJR四国など、人形浄瑠璃については郷土文化会館や十郎兵衛屋敷など。

委員 建築士会も徳島市と建築とまちづくりに関する協定を結んでいる。

・今後のスケジュールについて

異議なし

以上